

## 大北森林組合等補助金不適正受給事案説明の主な質疑応答

H28. 11. 15

### <質問 1>

今日の説明会の持ち方について、平日午後4時30分からでは参加できない県民も多い。また、説明会の開催案内が前日というのは非常識ではないか。今後、このような説明会を全県でやるのか、県庁に来なさいということ自体がおかしいのではないか。

本来は県民に対して説明するためのもの、コンプライアンスと言いながら、全然県民を向いていないのではないか。

### <長野県職員（以下「県職員」） 回答>

対象を定めたものではありませんが、県民の皆様に丁寧にわかりやすく説明をしたいということで開催しております。出来るだけ早くお伝えし、お集まりやすくすべきだったと反省しています。今回の開催方法は大変申し訳ないということでお詫びを申し上げたい。説明会については、検討させていただきたい。

### <質問 2>

今まで一度もこういう県民向け説明会をやっていなかった理由を知りたい。

### <県職員 回答>

その時々で、都度、ご説明しなければいけない案件については、公表させていただき、ご説明もさせていただいてきました。しかしながら、これまでは、どちらかというところ個々の対応についての説明に力点を置かざるを得ませんでした。

そういった過程の中で、個々の話だけではわかりづらいという意見があったと捉えており、今回、全体的な状況をもう一度ご説明する機会があった方が良いのではないかとということで、今回やらせていただいたという経過です。

### <質問 3>

知事が県議会で「1回、県民に説明する場を設ける」というようなお話をされていた。県としては、今日この場が県民に説明する機会を設けたという認識でいるか。

### <県職員 回答>

9月議会の議論で、説明、事案、経過が判りにくいということがあり、「説明の機会を設けるべきではないか」という質問があったことを踏まえての対応です。

様々なご意見がありまして、これでは不十分ではないかという県民の皆様のご意見も頂戴いたしました。今後の対応について、しっかりと検討して県民の皆様にご理解いただけるような対応をしていきたいと考えております。

### <質問 4>

県の調査時点で、今回事案の関連書類はあったのか。ないとすれば県はどのような調査をして、不正があったと認定したのか。

また、証拠になるものを壊したり、提供しないで隠したり、処分したりしているのではないか。そうしたことで県の信用はなくなる。

## ＜県職員 回答＞

地方事務所に当時の申請書類が残されており、森林組合からの申請書を基に全ての調査を行いました。組合にも一定の書類が残されておりましたので、それらを突合せて、組合職員から聞き取りを行いました。最終的には、県で不適正受給案件全ての現地調査を行って、現状がどのような状況になっているのか一件、一件調査しました。これらを総合的に判断して不適正判定を行いました。

組合会計については、書類が全くないというわけではありませんが、中身が非常にずさんで、お金の流れについては追えない状況でした。

調査過程で活用できる資料については、基本的には全て調査に活用したと考えています。事案が起きてから、北安曇地方事務所はじめ、地方事務所に書類については、保全をするように指示を出しています。

## ＜質問 5＞

検証委員会の検証は甘すぎないか。

## ＜林務部改革推進委員会委員（以下「委員」） 回答＞

検証委員会は、大北森林組合の県の調査についての検証と改善策の提案ということで、昨年7月に検証結果をとりまとめ、それに基づく林務部の改善がなされているか、あるいはその改善の方法でいかにチェックしています。検証がしっかりできていないのではないかとのことですが、検証委員会とすると、報告書後の事実関係を加えて再度検討して、当時の検証結果に基づいた改善計画が覆るような話ではないという結論で、今の改善計画で林務部の改善を進めてくださいという立場です。

## ＜質問 6＞

地方事務所の職員が、本来は森林組合がやるべき集約化等の仕事を代行してやった原因を検証委員会では調べたか。

## ＜委員 回答＞

平成18年9月に小谷村で子供が熊に襲われるという非常に悲惨な事故が発生しました。地域の森林整備を進めることは野生鳥獣との緩衝帯となることから、森林所有者から森林整備のための同意書をとる作業を地方事務所の職員が行っていました。

背景として、当時、県と大北森林組合との関係は良好とはいえ、森林組合元専務との事務所内での相談の場でも、時折大きな声で恫喝するような場面もあったと聞いております。また集約化は全国的な課題であり、当然県も進める重要課題でした。しかし経験がなく、一番面倒な取り纏め作業（集約化）を森林組合ができる力量などないという判断はその当時当然あったと思います。森林利用を進めるにはやむを得ず地方事務所の職員が協議会を設立し、作業の段取りを付けたのち、補助事業を森林組合にお願いしたという構図であったろうと思われます。こうしたことはまさにこの地域の特殊な事情であり、こうしたことの積み重ねが結果的には職員の多忙化に繋がったと考えています。

### ＜質問 7＞

全くの架空申請はなかったと繰り返し説明しているがその真意はどこにあるのか。反省して本当に言っているのか。

### ＜県職員 回答＞

完了していない事業について、申請を容認するということは、我々としてもルールに反したものであるということを明確に認識して説明をしてきました。当時の北安曇地方事務所林務課の職員は、時期はおかしいが、その後は事業が実施されるという認識を持って、ことにあたっていたと認識しています。ただ、例えそうであったとしても、完了していない事業の申請を認めるということは、ルール違反です。そのことは率直に認めます。誤った対応でした。

### ＜質問 8＞

現時点までの裁判で県職員の証言は、これまでの事実関係と食い違っていないと表明されているが、検証委員会報告後、北安曇地方事務所補助金支給を担った県の担当職員が県に顛末書を提出している。県の担当職員は補助金の申請を認めるよう上司に強要されたと言っているというが、これは新しい事実ではないのか。これが明らかになった時点で、検証委員会はこの県職員に再調査をしたか。これほどの莫大な不正を長期にわたって大北森林組合だけで行ったのか。県の積極的な加担はなかったか。

### ＜委員 回答＞

昨年7月の検証結果を出すまでに、県職員から直接ヒアリングを行いました。その後、直接ヒアリングは行っていません。ただし、その後、コンプライアンス推進フォローアップ委員会、林務部改革推進委員会の委員でもあるので、間接的にヒアリング結果の報告は受けています。顛末書、地方事務所職員の公判での証言については、地方事務所及び本庁職員に対する再度のヒアリングを行った際の結論としては、本庁職員が、いわゆる「ヤミ繰越」を承知して、予算消化を地方事務所に押し付けたという認識は、県職員にはなかったと言えそうです。これは検証委員会としても確証はなく、認定するのは難しいという結論です。ただし、本庁の関与、責任については、地域の実情に合致しない予算配分を行い、その消化を依頼し、適正に執行されたかの監督を怠った点において、検証委員会としても本庁が責任を負わないという認識ではありません。

### ＜質問 9＞

県職員の懲戒処分や知事の給与を減額をしているが、個人的な処分に終わっているのではないか。組織的なものとして運営することに行政のあり方があるので、県の責任のあり方を検討してほしい。

### ＜県 回答＞

昨年12月25日に職員25名の処分を行いました。個人の責任があるところ、それから組織的に責任があるところの事実関係を詳細に確認して、個人の責任としての処分と併せて、管理監督責任ということで組織的に監督することを怠って予算消化の過重なプレッシャーを与える結果を招いたということで8名の者を処分しています。

## ＜質問 10＞

最終のチェックは知事が査定する知事査定。現場の職員に責任をかぶせるという自体がおかしい。本来なら知事は辞職すべき。百条委員会の設置なんてものではない。今日も、知事は顔も出さない、挨拶もしない。どういうことか。

## ＜委員 回答＞

知事は減俸など厳しい責任をとっており、組織的責任として厳しい処分をしています。なおかつ、林務部の人事異動では、技術、事務の職種を越えて、人事異動しています。組織をあげて、再発防止のために徹底的に取り組んでいます。

## ＜質問 11＞

県と大北森林組合には、共犯関係が成り立つのではないか。検証委員会では、その点について調査をしたのか。責任の所在を明確にするまで調査を行ったのか聞きたい。

関係した県職員 4 名は不起訴処分になったとある。新聞報道では起訴猶予処分となっているが、どちらが正しいか。また、県職員 4 名の刑事責任について聞きたいが、補助金適正化法の 29 条第 2 項の「情を失って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする」という条項を考えると刑法上の背任罪にあたるのではないか。見解を教えてください。

## ＜委員 回答＞

現在、補助金適正化法 29 条第 1 項により大北森林組合及び元専務理事の公判が行われています。29 条第 2 項については、情を通じた者、ここでは県職員が想定されますが、これを処罰する規定となっています。補助金適正化法 29 条第 1 項、2 項については、いずれも背任罪の特別法という位置づけになります。ただし、第 2 項については補助金交付権限を持つものが該当する規定のため、交付権限のない県の担当職員はこれにあたらず適用することはありません。第 1 項の共犯、従犯については、ずさんな県職員の事務処理であったものの、不適正申請（架空申請）を明らかに知って行ったという事実の確証はありません。約 730 件の申請について、警察の慎重な捜査の結果、検察庁に送検したのが 4 名（検査野帳の虚偽記載）であり、うち 1 名が補助金適正化法 29 条第 1 項の共犯、又は従犯の嫌疑で送検されました。ただし、具体的にどの申請についての嫌疑により送検されたかは不明です。これが大町署の判断です。

一方で送検を受けた検察庁では、起訴猶予としたと報道がなされています。通常、不起訴処分の中には嫌疑不十分、起訴猶予処分がありますが、嫌疑不十分は嫌疑自体が明らかでない、起訴猶予処分は、嫌疑はある又はあるかもしれないが、情状によって起訴しないという処分。報道では起訴猶予となっていることから、大町署の送検した嫌疑について、検察庁では嫌疑なしとしなかったということですが、どのような判断をしているかというのは率直に言うとはわかりません。刑事事件の問題については、検証委員会が直接判断することはできません。しかし、大町署が相当慎重な捜査した上で、送検できた件数の割合から考えると、県が架空申請を容認していたということはないと判断したのではないかと考えています。逆に、事情聴取を行った多くの職員が長期間これに関わり、架空申請について容認していたという捜査結果であれば、もっと送検の件数は多くなるのではないかと考

えています。元々、大北森林組合の第三者委員会が県の主導の下で行ったと主張していましたが、架空申請について、約6年間(平成20年2月ころから平成26年3月)、担当者が変わるとに県が主導、共謀したという事実は全くないと考えています。

### ＜質問 12＞

この事件を大北森林組合の補助金の不正受給と行き過ぎた県職員の指導と一貫して言ってきた。今でもそう考えておられるのか。横領事件としてもっと深刻に受け止めるべき課題であり、行き過ぎた助言なんてものでなくて、明らかに違法な、助言だけでなく、場合によれば補助金横領に協力をしてきたという中身ではないかと思うのですが。

### ＜委員 回答＞

平成20年の2月頃、いわゆる期ずれの申請依頼をしている、あるいは平成20年の8月頃に、行き過ぎた助言という書き方をしていますが、担当者が小規模の作業道であれば、調書に記載されていないので、そこに被せて申請すればいいのではないかというような話をしています。そのことを行き過ぎた助言という表現をしています。明らかにそれがきっかけになっているのは確かだということなのです。ただそれがまったく対等に共犯のように進んだかという、それはちょっと違うのではないかというのが、検証委員会としての実際に職員のヒアリングをした結論です。

それは、なぜかと申し上げると、今回ひとつ新たに出たのは、この元専務は、当時、平成19年9月頃から、こういう形ではないにしても、組合のお金を横領しているという事実があります。そこに、平成20年2月頃、1,500万の予算消化を期ずれでもいいからという形で持ちかけた。元専務は補助残の補てんを要求して森林整備をしない。他方、県職員は熊被害というような話もあり、もちろんアクションプランの消化もある。そういう中で、集約化した事業を組合に手渡しているわけです。組合に是非ともやってほしいという時の補助残の要求で、職員ヒアリングからすると、まさかこんなことになるとは思っていませんでした。

もちろん、検査が不十分というのは、ある面では不作為ですので、その不作為と、元専務の架空申請というのが両方あって、はじめてこれだけの補助金の不正申請が7年間に及び、かつ14億円以上になったというのは確かだと思います。

### ＜質問 13＞

大北森林組合に事業を依頼する際に、3月末に予算を消化しろと言っていること自体が問題。県は年度内で予算が消化出来ないことがわかって言っていたのではないか。この点について、今後の教訓として県はどのように受け止めているか。

### ＜委員 回答＞

コンプライアンスを全県で取り組む中で最重点に置いています。制度的なもの、それから職員の意識を何とかして変えていくため、職員が上司と共に考えて討議をして、期ずれは絶対にあってはならないことだという意識を身に着けていくことをやっています。厳罰の対応も含めて、今後は厳しく対応していくということで進めております。

### ＜質問 14＞

年度末に予算が執行できない場合、地方自治法213条に基づき、繰越明許として計上し、県議会で議決を求めればよいのではないか。そうしたことが行われていないのは、県の事務処理が雑に行われているということではないか。これは県民の税金を適正に執行する責任と自覚が欠けているということではないか。

本当に繰越ということがあり得るのか。完了した事業について、申請してくるのが林務の特性だとすれば、そもそも繰越ができないのではないか。

### ＜県職員 回答＞

年度末、当年度中に事業の執行が出来ない場合、議会の承認を得て行う繰越の制度については認められています。ただし、原則として、当年度予算は当年度執行が基本であり、何らかの事情によって当年度中に執行できない場合は、特別に議会の承認を得て繰越を行うのがルールです。

今回の事案では、本庁において当年度予算についてはできるだけ当年度に執行して欲しいという対応がありました。一方で、繰越手続きについては各年で額の違いはあるが行われていた事実があります。その中で、今回の事案において北安曇地方事務所で当年度中に執行されないものについて、未完了の状態で予算が執行されたというのは事実であり不適切でした。また、本庁が実態を把握せず予算の執行を行っていたというのは大きな問題で、関係する職員の処分については、担当部署において当人より厳正に事情聴取を行った上で、厳正に行われています。

実績補助ということで比較的繰越が起こりにくいというのは、指摘のとおりです。ただ、実態としては、国の補正予算等が、冬等かけて執行されるケースがあり、そういったものについては、年度内の執行が難しいことがあるので、制度上も繰越が行われることがあります。実績補助という制度であるが、繰越が行われているのが実態です。

### <質問 15>

一番問題なのは予算付けのところから起きた問題なのだと思うのです。実態を把握しない予算付けだと思います。

### <県職員 回答>

当時の予算の問題につきましては、アクションプランの問題があったというのはご指摘のとおりで、どちらかという現場の実態に即してと言うよりは、森林の整備のためにどのくらいが望ましい水準なのかということがあって、それに合わせて計画を作っていたという経過があります。その中で現場がどのくらい執行できるのかということについて、少し検証が足りなかった、検証が十分に行われてなかったというのが今回の大きな反省だと思っています。当面今造林事業の執行につきましては、まずは現場の実情を把握したうえで予算付けをするということを昨年度の要求のところから大幅に見直しさせていただいて、まずは現場の事業者がどのくらいやるのかということ把握することからまず始め、そのうえで予算を要求させていただいて、できるだけそれに合わせて執行できるように、かといって無理にはやらないようにという形で今年度の事業を進めているところです。

アクションプランの問題につきましても、現在次の計画の見直しということに取り組んでいるところですが、非常に県庁の中でもしっかりした計画をということで、何度も検討を重ねているところです。当初の予定に比べて大幅に時間がかかっている状況ではありますが、反省を踏まえた適切なものにしていきたいということで、取り組んでいるところですので、ご理解をいただければと考えています。

### <質問 16>

時期をずらすとか色々あるだろうと私は本庁の係長に言われたと証言したが、そのことをいつ当時の本庁の職員の方にいつ再確認したか。

### <県職員 回答>

10月の下旬に本庁の予算担当者に確認しています。

### <質問 17>

そういう発言はなかったと、本庁職員は3人とも言っているということでよいか。

### <県職員 回答>

そういう意味で言っているということはなかったと言っています。

### <質問 18>

実際は言われていなかったかもしれないと、再確認の時に話したということか。

### <県職員 回答>

自分のその時の感じ方として、そういうことを意味するものだと思ったという風に再確認で話をしております。

### ＜質問 19＞

元専務の1億5千万円以外にも不正があるのではないかと疑わざるを得ない。このことが県民の大きな問題点になっている。

### ＜委員 回答＞

検証委員会では、出来る限り最大限の調査をいたしました。ただ残念ながら、帳簿がないということと、調査権限がないために小橋興業まで調査をすることができませんでした。

人件費の増額は推定値ですが、根拠も最終報告には書いてあります。見うるべき書類は全て見たうえでの検証になっております。そこは自信をもって検証したことはお約束いたしますが、個人的な利得を得たという確証はこれ以上得られませんでした。

### ＜質問 20＞

解明ができない部分はまだまだたくさん残されていると思うのですが、全部が解明できなければ、私は県としては今後のコンプライアンスもないと思うし、今後の対策も、原因も分からず、何に使われたかもわからないまま済ませるということは許されないことだと思うのですが、県として今後取ろうとしている対策についてお聞かせ願いたい。

### ＜県職員 回答＞

検証委員会において、しっかり検証していただいて、それに基づいて、県としても職員に対しては厳正な処分が行われていると考えております。現在裁判も続いており、もし、新しい事実が出てきたとすれば、県としてまた考えていくべき必要があると思います。

検証委員会にやっていただいたのもうこれで終わり、ということではございません。様々な場面でご指摘をいただきながら、必要なものがあれば、県としてもしっかりしていかなければと考えております。

### ＜質問 21＞

県はどのような体制で森林組合を検査、指導していたのか。なぜ見抜けなかったか。

### ＜県職員 回答＞

造林事業については、普及林産係が係長以下4名体制で行っていたが、非常に事業量が增大する中で多忙を極める状況になっていました。

森林組合に対する検査、指導については、2年に一度全ての組合に対して本庁検査員が行っていましたが、今年度からは全ての組合に対して毎年検査を行うよう改善しました。また、会計の専門家にも同行いただいて体制を強化しています。

### ＜質問 22＞

森林組合が特定業者に単独発注していることを県はどのように考えて指導していたのか。

### ＜県職員 回答＞

森林組合の発注に関し、競争性、透明性のある形での発注を指導してきましたが、なかなか実態がそれについていかず、変えてこられなかったので、少しずつでも改善できるように指導していきたいと考えています。

### ＜質問 23＞

小橋興業は大北森林組合から多額の事業を下請けしていたようだが、公的な事業をやる時に会社の資格等の基準はあるのか。

### ＜県職員 回答＞

法律上は建設業の許可が必要となりますが、小橋興業は建設業の許可を受けていたようですので法律上の問題があったとの認識はありません。補助事業に関しては、事業主体の森林組合とその先の事業者の関係について入札をしなくてはならないという明確なルールはなく、現場の実態の併せてそれぞれの現場で業者を選んでいるのが実情です。

### ＜質問 24＞

森林組合の経営改善のための事業を実施するとのこと。全然金が戻っていない大北森林組合も含まれているということだが、これは県民として納得できない。経営改善をして、その金で、金を返してもらおうという魂胆ではないですか。

### ＜県職員 回答＞

9月補正予算に措置した経営改善については、大北森林組合は含むが、県全体の森林組合の経営改善を図るため、専門家の皆様にご協力いただきながら、県全体の森林組合の経営改善を進めていく事業です。大北森林組合に限ったという話ではありません。

### ＜質問 25＞

高規格作業道整備の自己負担分は本来、森林組合あるいは森林所有者が負担すべきもの、森林所有者にも一定の負担を求めて、県へ返還しなさいという論理が出てくるのか。

### ＜委員 回答＞

森林組合の補助金不適正受給によって、直接、森林所有者が利益を得たということにはならないので、組合に対して返還請求は出来るが、森林所有者に返還請求を行なうのは難しいと考えています。

### ＜質問 26＞

県は信頼回復に向けて、きちっと情報を公開していただきたい。

新聞報道では、県と別の面から調査を進めている団体があるとのこと。そういう方に証拠となる内容を県が示さないといけない。黒塗りした資料しか示さないのはおかしい。

### ＜県職員 回答＞

ホームページにその都度掲載し、説明しているところですが、解りづらい面もあるかもしれませんので、工夫をしながら改善をしていきたいと考えています。

県としての対応は決めているわけではありませんが、調査をするなかで要望があれば、その都度検討していきたいと考えています。依頼の内容を踏まえて判断していきたい。

情報公開については、請求内容を踏まえて、公開できるかどうかを一つ一つ判断させていただくということになります。ただ、ルール上、公開できないという判断をさせていただくことがあるということは、ご理解いただきたい。

### ＜質問 27＞

大北森林組合の第三者委員会報告書を県は入手しているのか。

大北森林組合の第三者委員会報告書を是非見たいと思って組合に問い合わせたら、長野県庁が今裁判をやっているから拙いのではないかとといった指導があったとのことなのですがそれは事実ですか。

組合の第三者委員会報告書について、県から取扱い指導をしたか調査が必要ではないか。

### ＜県職員 回答＞

大北森林組合の第三者委員会報告書を県で入手しており、公文書として管理しています。県のルールに則って必要な場合は公開等しています。

林務部として森林組合に対して、組合の第三者委員会報告書について、取扱いをどのようにしなさいといった指導をしたという認識はしていません。

### ＜委員 回答＞

調査するまでもなく、森林組合から公開していただければいいと考えています。

### ＜質問 28＞

県の観光機構でも同様の事案が発生している。県の体質として、補助金を消化していることを自分の成績としたいということではないか。

### ＜委員 回答＞

期ずれが慣行化していますが、県コンプライアンス参与として抜本的意識改革に着手して、全県で取り組んでいます。長野県は、阿部知事の強い決意と意志のもとに推進していますので、いい方向に動いているということは承知していただきたいと思います。

行政の管理職は、予算を使う権利と監督する権利と2つ持っています。社会の要請に応じて、予算は増えますが、人員は増えない。そうすると、基本的にお金を使った人を評価します。一生懸命、監督した人は評価しない。予算を使った人ほど評価され出世していく。これは一般的自治体がほぼそうです。そうすると管理職というのは、予算を使うことに精力を燃やして監督がどんどん手抜きになっていく。執行権だけではなく監督権も人事評価していかなければ、モチベーションもインセンティブもありませんから、ちゃんとそういうところを見るような仕組みにしましょうということで、これまで着手してこなかった抜本的な制度や仕組みまで含んで再発防止として、県全体のコンプライアンス体制の見直しに着手しています。